



29原機(峠)087
平成29年10月27日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
所長 青瀬 晋

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行に伴う運用について(報告)

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正(以下、「改正通報規則」という。)及び「原子力災害特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(以下「改正業務計画命令」という。)が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正(以下「業務計画」という。)に係る協議中につき、法令遵守の観点から、下記のとおり運用を開始いたしますのでご連絡申し上げます。

記

1. 改正通報規則及び改正業務計画命令による原子力防災業務実施の運用開始時期
平成29年10月30日(月) 午前0時から
2. 対象となる原子力事業所
人形峠環境技術センター
3. 施行日から業務計画届出までの間の運用方法
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象を踏まえたEAL、改正業務計画命令第2条第3項に係る事項について、添付資料のとおり修正協議中の業務計画に記載している対応を実施する。
4. 業務計画修正に係る対応状況
 - (1) 関係自治体等との修正協議状況
岡山県知事、鳥取県知事、鏡野町長と平成29年10月27日より修正協議を開始し、協議中である。
 - (2) 修正届出対応
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、速やかに届出書を提出する。

以上

<添付資料>

人形峠環境技術センターにおける原子力事業者防災業務計画修正の届出までの運用について

人形峠環境技術センターにおける原子力事業者防災業務計画の修正の届出までの運用について

目 次

1. 緊急時活動レベル（EAL）

- 1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・・・・・ 1
- 2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象・・・・・・・・・・・・ 2
- 3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象・・・・・・・・・・・・ 5
- 4) 通報・連絡様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2. 施設等の設置場所

- 1) 緊急時対策所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2) 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1. 緊急時活動レベル（EAL）

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明
その他の 脅威		<p>①立地市町村震度で6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>②オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>③その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉等の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部設置の必要と判断した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「立地市町村震度」とは、鏡野町及び三朝町の震度をいう。 ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・同左 ・同左

2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号 規則第4条	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 排気モニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設周辺において通報等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とはモニタリングステーション、モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2をいう。 ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得られた数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気モニタの警報が動作していない場合又は有意な上昇が認められない場合をいう。 ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、様式7-1に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉等の運転等のための施設の排気筒」とは、以下の施設の排気筒をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、センターの「敷地境界」をいう。 ・「放射能の水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排気筒で測定される計数率で判断する。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02が同時に検出されたものとして、様式7-1に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。

放射線量・放射性物質放出	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所から、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が放出されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排水口その他これに類する場所」とは、以下の場所をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① ウラン濃縮原型プラント 管理廃水排水槽 ② 濃縮工学施設 廃水処理棟 処理水ピット ③ 廃棄物焼却施設 管理廃水ピット ④ 製錬転換施設 廃液処理設備 排水ピット ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、センターの「敷地境界」をいう。 ・「放射能の水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質」とは、排水口その他これに類する場所における廃水中の放射性物質質量で判断する。 ・上記の放射性物質を含む排水が排水口その他これに類する場所から施設外に放出された場合に SE03 と判断するものとする。 ・なお、SE03 に該当する液体放射性物質が排水口その他これに推する場所から放出された場合は、同時に GE03 にも該当する。このため、SE03 と GE03 が同時に検出されたものとして、様式7-1 に緊急事態事象に該当する旨の記載を行う。
	SE04	政令第4条第4項第3号 規則第6条第2項第3項第4項	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量（10分以上継続して検出する。）</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項に関わらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① ウラン濃縮原型プラント ② 濃縮工学施設 ③ 廃棄物焼却施設 ④ 製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る SE02 で定める排気筒及び SE03 で定める放出口をいう。 ・「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第4条第4項第3号 規則第6条第2項第3項第4項	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項に関わらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① ウラン濃縮原型プラント ② 濃縮工学施設 ③ 廃棄物焼却施設 ④ 製錬転換施設 ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放出口をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材であるガ可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ② 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき

	SE06	政令第4条第4項第5号	<p><施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内（原子炉の本体の内部を除く。）において、臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設</p> <p>・「臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、シリンダの取扱い作業をしており、かつ、取り扱いをしている施設近傍の放射線測定設備においてSE01に相当するガンマ線が検出された状態をいう。</p>
その他の脅威	SE55	政令第4条第4項第5号 規則第7条第1項第1号ヌ	<p><その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設</p> <p>・「その他原子力施設以外に起因する事象」とは、自然現象の影響や人的行為によって、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p>
事業所外運搬	XSE61	政令第4条第4項第4号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ。</p>
	XSE62	省令第3条	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条で定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-I型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ。</p>

3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2点以上において又は1地点において10分間以上検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とはモニタリングステーション、モニタリングポストNo.1、モニタリングポストNo.2をいう。 「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 「1地点において10分間以上検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所から、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が放出されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。
	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分以上継続して検出する。) なお、上記の測定が困難な場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。 ①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設 「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係るSE02で定める排気筒及びSE03で定める放出口をいう。 「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーバイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難な場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。</p> <p>①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設</p> <p>・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放出口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材であるガ可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。</p> <p>① 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>② 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故></p> <p>原子炉以外において、核燃料物質が臨界状態にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、SE06の状態であつて、かつ、シリンダ取扱施設の近傍で原子力防災資機材によって中性子線が測定された場合をいう。</p>
その他の脅威	GE55	政令第6条第4項第4号 規則第14条第1項ヌ	<p><その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>・「原子炉の運転等のための施設」とは、以下に示す施設をいう。</p> <p>①ウラン濃縮原型プラント ②濃縮工学施設 ③廃棄物焼却施設 ④製錬転換施設</p> <p>・「その他原子力施設以外に起因する事象」とは、自然現象の影響や人的行為によって、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p>
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇></p> <p>火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難な場合であつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等</p> <p>・ガンマ線測定用サーベイメータ。</p> <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-I型は適用除外とする。</p>
	XGE62	省令第4条	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい></p> <p>事業所外運搬にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条で定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○計測器等</p> <p>・表面汚染密度サーベイメータ。</p> <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-I型は適用除外とする。</p>

本表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法(平成11年法第156号)

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

4) 通報・連絡様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報 : 発信時刻 時 分)

原子力規制委員会 殿		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div>		通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長 (原子力防災管理者) (担当者 : 所 属 : 人形峠環境技術センター 電 話 :)
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地	
警戒事態該当事象の発生箇所 (施設名)		
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (大地震の発生、その他自然災害) <input type="checkbox"/> その他 (原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 特定 ()
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況 又は主な施設・設備の状態等	
その他警戒事態該当事象の把握に 参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報：発信時刻 時 分)

原子力規制委員会 殿 年 月 日	
通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話： ）	
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地
警戒事態該当事象の発生箇所 （注1）	
警戒事態該当事象の発生時刻 （注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類 （注1）	
発生事象と対応の概要 （注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

特定事象発生通報

(第 報：発信時刻 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 都道府県知事、市町村長 殿 関係自治体・関係機関 御中		年 月 日
第 10 条通報		通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話：)
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地	
特定事象の発生箇所（施設名）		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻	年 月 日 時 分（24 時間表示）	
発生した特定事象の概要	特 定 事 象 の 種 類	<input type="checkbox"/> モニタリングポスト放射線量異常 <input type="checkbox"/> 通常放出部位からの放射性物質異常放出 <input type="checkbox"/> 通常放出部位以外からの放射性物質異常放出 <input type="checkbox"/> プラント事象（) <input type="checkbox"/> 臨界事故
	想 定 さ れ る 原 因	<input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 特 定（)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

(第 報：発信時刻 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事、市町村長 殿 関係自治体・関係機関 御中		年 月 日
通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 所長（原子力防災管理者） （担当者： 所 属：人形峠環境技術センター 電 話：)		第 10 条通報
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		年 月 日 時 分（24時間表示）
発生した特定事象の概要	特 定 事 象 の 種 類	<input type="checkbox"/> 事業所外運搬放射線量異常 <input type="checkbox"/> その他 ()
	想 定 さ れ る 原 因	<input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 特 定 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

応急措置の概要報告

(第 報：発信時刻 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会 年 月 日

都道府県知事、市町村長 殿

関係自治体・関係機関 御中

通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

所長 (原子力防災管理者)

(担当者：

所 属：人形峠環境技術センター

電 話：)

第 25 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

1. 事故件名

2. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

施設の状況 (確認時刻: 月 日 時 分)

事故時の運転状況	
放射性物質の放出状態 (排気筒放出口)	<input type="checkbox"/> 放出 (連続 ・ 断続) <input type="checkbox"/>停止
放出口以外の放出状態 (放出場所名)	放出場所名: _____ <input type="checkbox"/> 放出 (連続 ・ 断続) <input type="checkbox"/>停止
建屋換気機能	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常
閉じ込め機能	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 異常
外部電源	<input type="checkbox"/> 受電 <input type="checkbox"/> 喪失
非常用発電機	<input type="checkbox"/> 受電 <input type="checkbox"/> 喪失
その他の特記事項	

モニタリング値 (確認時刻: 月 日 時 分)

モニタリング・ポイント (空間線量率)		$\mu\text{Gy/h}$
モニタリング・ポイント (HF)	mg/m^3	p p m
排気筒放射線モニタ (α 線計数率)	c p m (平常)	c p m
排気筒放射線モニタ (β (γ)線計数率)	c p m (平常)	c p m
排気筒モニタ (HF)	p p b (平常)	p p b
その他		

放出状況 (評価時刻: 月 日 時 分)

放出場所	スタック (地上高 m) その他 (地上高 m)
気象情報 (気象観測露場)	天 候 : 風 向 : 方位 風 速 : m/s (m高) 大気安定度 :
(1) 評価時刻までの放出量	
放出量 核種 総量 (Bq)	
HF 計算値 (mg)	
放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
(2) 評価時刻の放出状況	
放出濃度 核種 (Bq/cm ³)	
HF 計算値 (mg/m ³)	mg/m ³
p p m	p p m
放出率 核種 (Bq/s)	
(3) 評価時刻以後の放出 (予測)	
放出推定量 核種 総量 (Bq)	
HF (mg)	
放出継続推定時間 (h)	

応急措置の概要報告

(第 報：発信時刻 時 分)

内閣総理大臣、原子力規制委員会

年 月 日

国土交通大臣

都道府県知事、市町村長 殿

通報者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

関係自治体・関係機関 御中

人形峠環境技術センター

所長（原子力防災管理者）

第 25 条 報告

（担当者：

所 属：人形峠環境技術センター

電 話：)

事業所外運搬に係る原子力緊急事態応急措置の概要について、原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき以下のとおり報告します。

1. 事故件名

2. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2. 施設等の設置場所

1) 緊急時対策所

- ・人形峠環境技術センター 総合管理棟 3階

2) 原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力機構いつき寮